

延岡市北方最終処分場 副生塩（生成塩）売買契約書（案）

延岡市（以下「売払人」という。）と _____（以下「買受人」という。）との間において、次のとおり副生塩（生成塩）（以下「副生塩」という。）の売買契約を締結する。

（契約の主旨）

第1条 売払人は、その管理する延岡市北方最終処分場において発生する副生塩を買受人に売り渡し、買受人は、これを買受けるものとする。

（副生塩の種類）

第2条 前条に規定する副生塩の種類は、次のとおりとする。

(1) 堅型脱水機で生成された、フレコンバッグ入り副生塩

（副生塩の品質）

第3条 売払人は、副生塩の性状が変動する可能性があるという特性を有することを前提としつつも、売り渡す副生塩の品質が別途売買仕様書に定める規格から著しく逸脱しないように努めるものとする。

2 売払人は、参考資料として売払人が行う副生塩成分分析結果等の情報提供を行うものとする。

3 売払人は、売り渡す副生塩の性状が通常想定される範囲を超えて変動した場合やそれを原因として買受人の利用に著しい支障が生じた場合には、売払人及び買受人の協議により適切な措置を講ずるものとする。

（契約金額等）

第4条 売払人は、副生塩を1kg当たり _____円（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「契約単価」という。）で買受人に売り渡すものとする。

2 契約単価が経済情勢の変化等や副生塩の大幅な性状変化等により不相当となった場合には、売払人及び買受人の協議により契約単価を変更することができる。

（契約期間）

第5条 契約の期間は、令和8年●月●日から令和10年3月31日までとする。

（副生塩の引渡場所）

第6条 副生塩の引渡場所は、延岡市北方最終処分場（延岡市北方町笠下寅69番地）とする。

（副生塩の引取等）

第7条 買受人は、契約期間中において副生塩の買取要請を行うときは、売払

人に対し在庫数の確認及び引渡日の協議を行った後、買取希望数量の通知を行うものとする。また、買受人は買取通知を行ったときは、売払人の指示に従い、遅滞なく副生塩を買い取るものとする。

2 買受人は、副生塩を引き取る場合は、自ら積込を行い、自ら用意した車両を使用して搬出をしなければならない。また、買受人は、積込及び搬出の作業を行う際は、安全対策を十分に講じなければならない。

3 買受人は、搬出運搬に使用し、副生塩の積み降ろしを行った後に未使用となったパレットについては、売払人に返却するものとする。

(確認及び引渡し)

第8条 売払人は、現品の数量並びに状態の確認（以下「確認」という）を現品の引渡し時に買受人の立ち合いのもとに行うものとする。

2 買受人が前項の確認に立ち会わないときは、売払人は、買受人の欠席のまま確認をすることができる。この場合において、買受人は、確認の結果に対して異議を申し立てることができない。

3 現品の引渡しは、第2項の確認に合格し、買受人の用意した車両に現品の積込を行ったと同時に完了する。

(売買代金の決定等)

第9条 売払人は、前条の規定により確認した副生塩の数量を毎月末日において集計し、当該集計した数量に契約単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を、当該月分の売買代金として買受人に支払請求するものとする。また、契約期間中に税率の変更があったときは、変更後の税率とする。

2 前項の支払請求は、書面により、当該月の翌月15日までに買受人に対し行うものとする。

(売買代金の支払)

第10条 買受人は、前条第2項に規定する支払請求の書面を受け取った日から起算して30日以内に、当該売買代金を売払人に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(一括委任等の禁止)

第12条 買受人は、この契約の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第13条 買受人の責めに帰すべき事由により期限内に副生塩の引取を完了する

ことができない場合において、売払人に損害が発生したときは、売払人は損害金の支払を買受人に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、未済部分に相当する副生塩の予定数量に契約単価を乗じた金額につき、遅滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項本文に規定する財務大臣決定割合に相当する割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。

（売払人の契約解除権等）

第14条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、引取期限内に副生塩の引取が完了しないとき又は引取期限経過後相当の期間内に引取を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 誠意がなく、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。
- (4) 契約の履行に関し、売払人又はその委任を受ける者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (5) 第14条第2項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この契約に違反し、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (7) 買受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する営業所の代表者を、買受人が団体である場合にはその代表者又は理事をいう。以下この号において同じ。）が、延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

イ 条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団関係者が経営し、又は経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認

められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当する者と知りながら、その者と契約を締結したと認められるとき。

ク 買受人が、アからカまでのいずれかに該当する者をこの契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、売払人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

(8) 買受人が自ら又は第三者を利用して、売払人に対し暴力的な行為、脅迫的な言動等を用いて不当な要求行為をし、若しくは偽計又は威力を用いて売払人の業務を妨害する行為をしたと認められるとき。

2 売払人は、前項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

（買受人の解除権等）

第15条 買受人は、売払人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 買受人は、天災地変その他買受人の責めに帰さない事由により、契約の履行が不能になったときは、その事由を明示した上で、契約の解除又は引取期限の延長若しくは履行の一時中止を売払人に対して請求することができる。この場合において、当該請求は、契約期間内にしなければならない。

3 売払人は、前項の請求を正当と認めたときは、これを承認し、次条の違約金又は第16条の損害賠償金の全部又は一部をその日数に限り免除することができる。

（違約金等）

第16条 買受人は、売買代金を納入期限までに支払わない場合において、第13条第1項の規定により、この契約を解除されたときは、当該売買代金の100分の10に相当する額の違約金を売払人に支払うものとする。

2 買受人は、売買代金を納入期限を過ぎて支払ったときは、未納に係る売買代金の額に納入期限の翌日から支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項本文に規定する財務大臣決定割合に相当

する割合で計算した額を遅延損害金として売払人に支払うものとする。

3 第1項の違約金は、売払人による損害賠償の請求を妨げない。

(損害賠償)

第17条 売払人が第13条第1項の規定により契約を解除した場合においては、買受人は、売払人にその損害の賠償又は補償を求めることができない。

2 買受人は、売払人が第13条第1項の規定により契約を解除した場合において、売払人に前条の違約金を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第18条 買受人がこの契約に基づく損害金、賠償金又は違約金を売払人が指定する期限までに支払わないときは、売払人は、買受人に対してその延滞金を徴収することができる。

2 前項の延滞金の額については、第15条第2項の規定を準用する。

(費用の負担)

第19条 この契約の締結に要する費用は、買受人の負担とする。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、売払人及び買受人が協議のうえ処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、売払人及び買受人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売払人	住 所	延岡市東本小路2番地1
	氏 名	延岡市
		延岡市長 三 浦 久 知

買受人	住 所
	商号又は名称
	氏 名